

子障第158号
令和4年6月1日

各共同生活援助事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

共同生活援助事業所における指定等に係る取扱いについて（通知）

みだしのことについて、指定共同生活援助事業所指定等の際には、障害者の円滑な地域生活への移行を図る等の観点から、別紙のとおり取り扱うこととしますので、今後の取扱いについては、ご留意願います。

なお、本通知による取扱いについては、令和4年5月31日において現に存する指定共同生活援助事業所に対して改めて適用するものではありません（今後、変更等がある際に適用されるものです）。

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課 事業指導支援班
TEL：098-866-2190
FAX：098-866-6916

共同生活援助事業所の設備基準（沖縄県：補足通知）

1 立地

- (1) 家庭的な雰囲気の下、サービス提供を行うとともに、地域交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地や住宅地と同程度に利用者家族や地域住民との交流の機会が確保される地域内での立地を求めます。
- (2) 共同生活住居の用に供する敷地については、都市計画法などの区分等による一律的な判断ではなく、周辺環境や地域の実情を踏まえた上で適切な立地として判断される場所にあることを確認します。
- (3) なお、同一敷地内に設置できる共同生活住居の棟数については、制限は設けませんが、同一敷地内に存在する全ての共同生活住居の定員の合計は原則20人以下までとします。

2 事業所の単位

- (1) 事業所の指定については、個々の共同生活住居ごとに指定するのではなく、一定の範囲内に所在する1以上の共同生活住居（入居定員の合計が4人以上）を事業所として指定します。
- (2) 複数の共同生活住居を有する場合は、主たる事業所から概ね30分以内で移動できる範囲に限ります。

3 共同生活住居

- (1) 複数の居室に加えて、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物を指します。
- (2) マンション等の建物で、複数利用者が共同生活を営むことができる住戸（世帯向けの間取りのマンション等）では、当該住戸を共同生活住居とし、ワンルームタイプなど複数利用者が共同生活を営むことが困難な住戸については、この住戸が複数あることをもって1の共同生活住居とします。

※1 マンション等の建物で複数共同生活住居を設置する場合

マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居としない場合で、共同生活住居ごとの入居定員が(3)に定める定員基準内である場合に限り、建物内の入居定員の合計が(3)に定める定員基準を超えても差し支えありませんが、建物内の入居定員の合計が21人以上となる場合は、共同生活住居の用に供する住戸の数が他の障害福祉サービスの用に供しない住戸の数と同数以下となる場合に限り、適用されません。

※2 マンション等の建物以外で、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合

入口（玄関）が別になっているなど、建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されている場合で、かつ共同生活住居ごとの入居定員が(3)に規定する定員基準内であれば、入居定員の合計数が(3)に定める入居定員基準以下である場合に限り、複数の共同生活住居を設置しても差し支えありません。

(3) 入居定員は2人以上10人以下とします。ただし、平成18年10月より前からの既存建物を共同生活住居とする場合は、入居定員を2人以上20人以下とします。

なお、指定共同生活援助の量が沖縄県障害福祉計画において定める量に満たない地域（圏域）であって、都道府県が特に必要と認めた場合に限り21人以上30人以下とします。

(4) 複数の居室に加え、1以上のユニットを有することが必要です。

4 ユニット

(1) ユニットとは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位を指します。

(2) 1の共同生活住居には、1以上のユニットを設ける必要があり、ユニットごとに風呂、トイレ、洗面所、台所、食堂等の必要な設備を設けるとともに、利用者が相互に交流を図ることができる設備を有する必要があります。

(3) (2)の設備については、原則として利用者及び従業員が一同に会するのに十分な広さを確保する必要があります（マンション等も同様）。

(4) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とします。

5 居室

(1) 居室の定員は1人とします（ただし夫婦で居室を利用する場合などは2人でも差し支えありません）。

(2) 居室は1人あたり7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上とし、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを確保することが必要です。

(3) 廊下、居間等につながる出入口があり、ほかの居室とは明確に区分されている必要があります（単にカーテンや簡易パネルなどで区分しただけと認められるものは不可）。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室等がふすま等で仕切られている場合は、この限りではありません。

6 サテライト型住居

(1) 利用者が通常交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分程度で移動することができる範囲で設置が可能です。

(2) 1の本体住居に2か所の設置が可能です（ただし、本体住居の入所定員が4人以下の場合は1か所のみ設置となります）。

(3) 複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト住居を集約して設置することはできません。

(4) サテライト型住居ごとに風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設ける必要があります。

(5) 入居定員は1人とします。

(6) 居室の面積は1人あたり7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上とし、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを確保することが必要です。